

## 『防災計画』評価の観点一覧表』を提案する理由

行政書士・防災士

澤田 誠喜

2011年の東日本大震災から8年半が過ぎ、福島第一原発周辺を除く沿岸部の多くもインフラが整い始め、復興を実感し始めている方も多いかと思います。

一方で、震災の記憶の風化に対する危機感を訴える声も出始めているのも事実です。熊本や大阪での地震や、その他の気象災害も頻発し、災害による犠牲者が0になる年はありません。今一度、過去の災害から教訓を得て、防災計画にそれを反映する努力の大切さを思い起こすべきです。

東日本大震災に関して言えば、犠牲者の遺族が行政機関や企業を被告とするいくつかの裁判を起こしています。私たちは過去の災害の実体験に加えて、これらの裁判の判決理由に学ぶべきではないでしょうか。

私は、こうした思いから、日和幼稚園事件（仙台地裁判決）、野蒜小学校事件（仙台地裁・高裁判決）、大川小学校（仙台地裁・高裁判決）の計5つの判決文を読みました。そして、これまでの宮城県内の公立中学校勤務時の記憶と照らし合わせ、別紙『防災計画』評価の観点』を提案する必要性を感じたのです。（私の中学校勤務歴については別紙を御覧ください）

震災後から注目されているリスク・マネジメントやBCP（事業継続計画）では、大まかに次のようなPDCAサイクルで、リスク対応能力の強化を図ります。

- （1） 計画策定の目的を明確にし、共有を図る。
- （2） 想定されるリスクを洗い出した上で、具体的対策を図る重要なリスクを絞り込む。
- （3） 絞り込んだリスクへの対応計画を策定する。
- （4） 対応計画の実行と、訓練の実施をする。
- （5） 実行と訓練を振り返り、計画を見直す。

学校保健安全法第三章で規定されている学校安全計画は、このリスク・マネジメントやBCPに相当するものだと思います。しかし各学校において、上記（2）の作業を経た上で策定された計画に基づき、（4）の十分な訓練を経て、（5）の再検討過程を経ているのでしょうか。

残念ながら裁判に至った上記の3つの小学校・幼稚園でも緊急対応マニュアルは策定されました。しかし、恐らくはこの過程のどこかに不十分さがあったから犠牲者を出してしまったのだと、判例を読んで私は思いました。

世界的にも忙しい現場の1つとして認識されている学校で、上記のPDCAサイクルを徹底することは難しいかもしれません。それでも児童生徒（忘れてならないのは教職員自身）に対する高度な安全配慮義務を求められている学校・幼稚園では、現時点における可能な限りの見識を盛り込んだ防災計画と、それを実現する訓練が求められています。

そこで、「既に作成されている防災計画を、別紙で提起している観点に沿って自己評価し、不十分なところの中で重要と思われる項目から再検討してみたいか」というのが、今回、私が提案する趣旨です。

別紙『防災計画』評価の観点一覧表は、私個人の、経験と前記5つの判決文の分析に基づき作成しました。他の専門家や専門機関の助言や協議も経ていません。大川小学校事件に至っては、まだ最高裁判所の判断も示されていない段階です。

ですから、もしかしたら過剰だったり、逆に見落としている評価の観点があるかもしれません。地域や学校・幼稚園によっては不適切な観点も含まれていると思います。

それにも関わらず、私が今この時点で、別紙の評価の観点一覧表を提案するのは次の理由によります。

1つは、組織の外部の視点で、計画を評価することが、重大な見落としや不十分な対応に気づく機会になるからです。2点目が、評価の観点が全く無いより、なんらかのチェックポイントがあった方が見直し作業に取り掛かりやすいこと。3点目が、記載されている評価項目にしたがって見直し作業をする中で、評価項目にないことに気づくことがあることです。

防災計画は、児童生徒が、より安全な環境下で安心して学習を進め、市民として自立するために必要な素養を身に着けるために策定されるものと考えます。

そのために、今回の私の提案を御検討いただき、各学校・幼稚園の防災計画が、より良いものになりますようお願い次第です。

- ※ 私の業務等については、下記のホームページを御覧ください。
- ※ 別紙『防災計画』評価の観点一覧表は、地域や学校に応じて変更可能です。下記のアドレスにメールをいただければ、エクセルファイルを添付して返信いたしますので、それを編集して御利用ください。
- ※ 御希望があれば、今回の提案に関連した教職員向けの研修も行います。また防災訓練の計画づくりに参加することも可能です。(ただし、有料です) お問い合わせはメールでお願いいたします。

お問い合わせは



澤田行政書士事務所

〒980-0021 仙台市青葉区中央2丁目11番23号 太田ビル5階

TEL : 022-796-5845 、 FAX : 022-796-5847

E-mail : gyo.sawa55@outlook.jp

ホームページURL : <https://gyoseisyosi-sawada.com/>